

雇児総発第 0331002 号
雇児保発第 0331004 号
平成 21 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

雇用均等・児童家庭局総務課長

保育課長

児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について

昨年 11 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号。以下「改正法」という。）により、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育児業を社会福祉法（昭和 26 年法律第 49 号）第 2 条第 3 項の第二種社会福祉事業として位置づける規定が平成 21 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業についてその取扱いを下記のとおりまとめたので遺漏なきを期するとともに、貴管内の市町村、関係団体等に周知を徹底していただきたい。

なお、「小規模住居型児童養育事業」については、「小規模住居型児童養育事業の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日雇児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知）等をご参照いただきたい。

また、地方公共団体から照会の多かった事項等について別添 1 のとおり回答をまとめたので、事業運営に活かしていただきたい。

本通知は社会・援護局と協議済みである旨、申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 事業者の義務

(1) 第二種社会福祉事業を営む者としての事業開始届出義務について

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業又は地域子育て支援拠点事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、都道府県知事に届け出ることが義務付けられている。届け出た事項に変更が生じた場合には、変更の日から1月以内に都道府県知事に届出の義務がある。事業廃止についても同様である。（社会福祉法第69条第1項及び第2項）

また、一時預かり事業については事前に都道府県知事に届出することが義務付けられている。事業を廃止する場合についても同様に事前に都道府県知事に届出の義務がある。届け出た事項に変更が生じた場合には、変更の日から1月以内に都道府県に届け出ることとされている。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11）

ただし、届出期間については、改正法附則第4条第1項から第3項までの規定により、改正法の施行の際現に地域子育て支援拠点事業又は一時預かり事業を行っている者の事業開始届については、改正法の施行の日から起算して3月以内（平成21年6月30日まで）に行うこととされている。なお乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業については届出主体が法人等ではなく市町村であることから、経過措置を設けていないことに御留意願いたい。

また、指定都市及び中核市の域内で事業を行う法人については、指定都市又は中核市に対して届け出ることとなる。なお、指定都市、中核市が事業主体となる場合には、届出義務は生じない。（指定都市については地方自治法施行令第174条の30の2第1項及び第3項、中核市については地方自治法施行令第174条の49の7第1項及び第3項）

届出の内容については、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業については、社会福祉法上第69条第1項の規定に基づく届出であるので、同項に規定されている同法第67条第1項各号に掲げる事項となる。また、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の33第1項各号に規定されている事項について届け出ることとなる。

なお、事業ごとに「届出様式例」（別添3）を示すので、参考とされたい。

事業の届出主体については、第二種社会福祉事業の届出は事業を営む者が行うことになるため、市町村が事業を実施する場合には、実施主体である市町村（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については委託の場合も含む。）が届出を行うことになる。

(2) 社会福祉事業を営む者としての義務について

① 寄付金の募集に際しての許可制度

社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集しようとするときは、その募集に着手する1月前までに、都道府県知事（募集しようとする地域が2以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生労働大臣）に、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を提出し、許可を受けなければならない。（社会福祉法第73条第1項）

② サービス利用者に対する情報提供努力義務

社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し、情報の提供を行うよう努めなければならない。（社会福祉法第75条第1項）

③ 利用契約の申込み時の説明の努力義務

社会福祉事業の経営者は、利用申込者に対し、契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。（社会福祉法第76条）

④ 利用契約成立時の書面の交付義務

一般に第二種社会福祉事業の実施に当たっては、社会福祉事業の経営者は福祉サービスを利用するための契約が成立したときには、その利用者に対し社会福祉法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないが、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第16条において免除する対象を規定しており、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業については同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外されることとなっている。

⑤ 質の向上のための自己評価等の努力義務

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条第1項）

⑥ 誇大広告の禁止

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。（社会福祉法第79条）

(3) その他

児童福祉法施行規則等に規定されている各事業についての基準等を満たさなけ

ればならない。

2. 都道府県、指定都市及び中核市の役割について

(1) 事業の指導監督

事業の適正な運営を確保するため、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）においては、児童福祉法施行規則及び各事業にかかる実施要綱等（別添 2）に基づき、事業が適切に実施されるよう、管内の市町村や事業者への周知徹底に努めるとともに、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合等は、必要に応じて施設への立入調査を行う等の指導監督を徹底していただきたい。（社会福祉法第 70 条、児童福祉法第 34 条の 13 第 1 項）

立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じていただきたい。（社会福祉法第 71 条、児童福祉法第 34 条の 13 第 3 項）

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下、「都道府県知事等」という。）は、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他の事業経営の状況を調査させることができる。

以下の場合、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じることができるのでご留意願いたい。（社会福祉法第 70 条及び第 72 条、児童福祉法第 34 条の 13 第 4 項）

① 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業の経営者が、

- ア 変更の届出、事業廃止の届出をしない場合
- イ 報告徴収・検査に応じない場合
- ウ サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- エ 許可を受けた寄付金の条件に違反した場合
- オ 利用契約の成立時の書面の交付に係る規定に違反した場合
- カ 誇大広告の禁止規定に違反した場合
- キ 事業開始の届け出をせず、事業に関し不当に営利を図った場合

なお、事業経営の制限又は停止の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとなっている。

② 一時預かり事業の経営者が、①アからキまで又は児童福祉法若しくはこれに基く命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合についても、都道府県知事等は、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じることができる。なお、一時預かり事業については、上記①エ、オ及びカに違反

して制限又は停止の命令を受けた場合に限り、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとなっている。（社会福祉法第131条第3号）

（2）情報提供について

事業を担当する市町村の窓口や施設の状況について、地域住民に対して情報提供に努めるとともに、管内市町村に対しても同様に、地域住民への情報提供を求めていただきたい。

また、立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、適宜、市町村等に情報の提供を行っていただきたい。

（3）その他

都道府県等は、事業ごとに、届出がなされた事項、指導監督の内容等の必要な記録を整備していただきたい。

<照会に対する回答>

改正法によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について寄せられている疑義照会のうち、主な事項について下記の通り回答するので、事業の実施に当たって参考とされたい。

【地域子育て支援拠点事業について】

問1 地域子育て支援拠点事業を規定している児童福祉法施行規則第1条の7において、「(市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る)」とされているが、「委託等」は何を示しているのか。

(答)

「委託等」については、市町村から委託を受けて地域子育て支援拠点事業を行う場合のほか、市町村から補助又は助成を受けて地域子育て支援拠点事業を行う場合を示しているものである。

(参考) 児童福祉法施行規則第1条の7

第一条の七 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)とする。

- 一 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。
- 二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。
- 三 原則として、一日に三時間以上、かつ、一週間に三日以上開設すること。

問2 児童福祉法施行規則第1条の7各号に掲げる基準と、現在実施している「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」の要件との関係はどのようになっているのか。

(答)

児童福祉法施行規則第1条の7各号に掲げる基準については、現在実施されている「ひろば型」、「センター型(経過措置である「地域子育て支援センター(小規模型指定施設)」を含む。以下同じ。))」、「児童館型」の各形態に共通する最低限の基準(人員配置要件、広さ要件、開設日時要件)を規定したものである。

したがって、「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」の各形態の実施に当たっては、「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発396号)「地域子育て支援拠点事業実施要綱」によることとなるので、ご留意願いたい。

また、国庫補助の対象になる地域子育て支援拠点事業についても「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により行われているものとなるので、ご留意願いたい。（「児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について」（平成9年6月5日厚生省発第72号）参照）

問 3 地域子育て支援拠点事業の事業開始の届出事項としては、社会福祉法において「条例、定款その他の基本約款」とあるが、具体的には何を届け出ればよいのか。

(答)

市町村においては地域子育て支援拠点事業を実施することの根拠となる条例や規則、社会福祉法人等の事業者においては地域子育て支援拠点事業を実施することの根拠となる定款その他の基本約款を届け出ることとなる。

【乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について】

問 4 乳児家庭全戸訪問事業の委託先として保育園も対象となるのか。その場合、公立私立は問わないのか。

(答)

委託先の主体については特に制限はしていない。児童福祉法施行規則第19条の2の条件に合致しており、事業が適正かつ効果的な実施確保できると事業の実施主体である市町村が責任を持って判断できるのであれば、保育園等への委託も可能である。

問 5 母子保健法に基づく事業として実施し、改正法による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業には位置づけない場合、届出は必要ないと考えてよろしいか。

(答)

市町村が、児童福祉法の規定による事業と同内容の事業を実施する場合には、母子保健事業として実施する場合であっても、児童福祉法第34条の9の規定により、社会福祉法の定めるところにより行うこととなる。よって届出は必要である。

なお、児童福祉法第21条の10の2第1項の規定により、市町村に対し、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する努力義務が課されているので、児童福祉法上の事業として実施に努めていただきたい。

問 6 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を委託により実施する場合、どこまでが第二種社会福祉事業の対象となるのか。

(答)

養育支援訪問事業においては、専門的相談支援は区市町村職員が、育児・家事援

助はヘルパー等に委託するという形態の場合は、委託先のヘルパー派遣業者等も第二種社会福祉事業の監督の対象となる。家庭訪問など事業内容そのものを実施するような委託先は、第二種社会福祉事業の監督の対象となる。

<各事業の実施要綱等一覧>

既に発出されている各事業の実施要綱等について以下に記載するので、事業の実施に当たってご活用いただきたい。

【乳児家庭全戸訪問事業】

- ・ 平成21年3月16日雇児発第0316001号
「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」
- ・ 平成20年11月28日雇児発第1128003号
「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」

【養育支援訪問事業】

- ・ 平成21年3月16日雇児発第0316002号
「養育支援訪問事業ガイドラインについて」
- ・ 平成20年11月28日雇児発第1128003号
「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」 (再掲)

【地域子育て支援拠点事業】

- ・ 平成9年6月5日児発第396号
「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」

【一時預かり事業】

- ・ 平成20年6月9日雇児発第0609001号
「保育対策等促進事業の実施について」